

令和2年度 第1回 奈良県公共事業評価監視委員会 議事録

1. 日時 令和2年12月1日(火) 14:00~16:00
2. WEB会議
3. 出席者(敬称略、五十音順)
 - ・ 委員長 多々納 裕一
 - ・ 委員
大庭 哲治、鳶川 安雄、下村 由加里、中西 麻美、福井 麻起子、松野 裕、横山 直子
 - ・ 奈良県 県土マネジメント部 企画管理室、技術管理課、住まいまちづくり課、道路建設課

4. 議事

(1) 委員会の運営について

- 1) 令和2年度 奈良県公共事業評価監視委員会 構成委員確認
- 2) 令和2年度 第1回奈良県公共事業評価監視委員会 事業評価対象一覧

(2) 公営住宅整備事業：地域居住機能再生推進事業（県営住宅桜井団地建替事業）

- 1) 再評価に関する説明（住まいまちづくり課）

2) 意見

(多々納委員長)

費用便益比算出は何に基づいて算出しているのか。

(住まいまちづくり課)

公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法である。再評価についても新規事業と同じ方法で算出することとなっている。

(横山委員)

事業費が増加するということがあったが、ご説明はあったものの事業費が高くなりすぎている。事業採択時と比較してこれだけ高くなるということは、冒頭でも説明責任があるとのことだったので、費用便益比が低くなっていることもあり、にぎわい空間づくり等記載されているが、具体的にもう少し詳細に説明いただけないか。

(住まいまちづくり課)

今回、まちづくりという観点から、外部からも人に来てもらえるような建物をするために、にぎわい空間というものを設定している。詳細な設計を進める中で、計画段階よりも増額している状況。

(横山委員)

外部から人が来る空間とは、どのようなものなのか。広い空間のようなイメージなのか。また、なぜ増額するのか。

(住まいまちづくり課)

建物自体は1期、2期、3期、4期と建てていくが、その一画に、外部の方も利用できる子育て支援施設、高齢者支援施設を設定している。団地の住民や施設利用者が交流できるような場所を計画している。

(横山委員)

場所だけがあるイメージなのか。

(住まいまちづくり課)

場所だけがあるイメージではなく、具体的に整備する内容として、例えば、単に団地の住民だけではなく地域の住民も含めて利用できる集会場や、子育て支援施設を利用されている方々も交流できるようなスペース等を設計として取り込んでいる。

(多々納委員長)

子育て支援施設の事業実施主体は市、高齢者支援施設の事業実施主体は民間と記載があるが、それらの施設の建設費用が、事業費に加えられているので、費用が大幅に増加していると聞こえるが、どうか。

(住まいまちづくり課)

そうではない。事業実施主体が市や民間の事業については、この事業費には含まれていない。

(多々納委員長)

ではなぜ費用が増加するのか。

(住まいまちづくり課)

余剰地活用を含め、周辺の方が、この地域に来やすいように、例えば集会所やポケットパークという公園のような機能など、県営住宅の施設として整備する内容で費用が増額した。

(多々納委員長)

ここの内容が今回の事業評価のコアとなる部分であるとはお考えでないか。今回費用増加ということで、費用便益比が1.0を下回っており、費用便益比算出のマニュアルには、費用便益比は0.80以上を目標とするとなってはいるが、事業費が増加しており、その内容について詳細に説明をしないということは不誠実であると横山委員はおっしゃっている。そこについてもう少しきちんとした答えをいただけないか。

(住まいまちづくり課)

にぎわい空間づくり、景観デザインへの配慮、階高確保、防音対策にどれくらいの費用を要したのかについて、今手持ちの資料では詳細を説明することができないので、宿題とさせていただきます。

(多々納委員長)

次回、それらの費用を積み上げただけであれば、なぜそれが必要なのかという議論になる。要するに、そういうものがないと第4期までの整備を段階的に進めていくうえで極めて大きな支障が生じる、事業実施上不可欠である。あるいは、この第4期まで分けてやっていく際の考え方があるはずである。フレキシブルにやっていき、より社会的変化に対応できるようにしたいからこうしているということではないのか。にぎわい空間づくり等によって生み出される効果の議論と、その費用増加が関連していればわかりやすいと思う。我々が評価すれば、今の方向性でいくとすぐ事業費が大きくなってしまい、3期4期ができなくなるのではないかという懸念を抱く。だから、「その道筋をこういう形で考えているので、皆さんご安心ください。私たちはこういう計画を持ってやっています。」という、そういう説明資料をご準備いただけた方がよかったですのではないかと思います。それを含めて宿題にしてよいか。少し拡大解釈をしたかもしれないが、横山委員もそういったことでよいか。

(横山委員)

そういうことである。よろしく願います。

(多々納委員長)

他の観点、あるいはこの地域のことをよくご存知の委員の皆様もおられると思うので、確認しておいた方がよいということがあれば、ご遠慮なくご発言ください。

(下村委員)

この地域に特化したことをちょっとお話しさせていただくと、例えば中和幹線の開通等、大阪や他方から奈良への流動のインフラが今大分整ってきている。そのような外的な背景になるものの説明が少なく、もっとそういう要因をとってこれるのではないかと思ったのが第1点目。

先ほどの質問と少し重複するが、7ページと12ページを比較していただきたい。12ページにおいて、変更理由ということで+8.7億円を挙げていただいているが、この8.7億円をプラスするための、元になる部分というのが7ページに事業の整備効果として6項目が記載されている。この6項目をもう少し深掘りしていただけると、今回この計画を変更しなければならない理由が明確になるのではないかなと思うのがもう1点目。

なぜそういう考えになるかということ、この6項目が、今現在の状況と、これから少子高齢化になっていった時に、奈良県としては、中和幹線等々道路整備も含めて住居を増やす等、他府県からの流入を増やすということも検討してるが、現実的にそのようにならなかった場合の対応策というか、それを、今時点からでも検討できる部分もあると思う。今現在住民数はこうであり、こ

れだけの住民数になった時にはこうだけれども、もしこうなった場合は代替案はこうですよ、といった検討数字が仮にでも出ていたら、先ほどの質問が、すごく理解しやすいのではないかなと感じる。

(多々納委員長)

ありがとうございます。整備効果とあるが、事業の目的に照らしてご説明くださいということである。また、今の話では需要があるところであるということだが、県で整備することの意義は何か。

(住まいまちづくり課)

公営住宅というものについては県営住宅と市町村営住宅というものがある。入居者にとって、どちらの方がどういう違いがあるのかということは特になく、同じ公営住宅法に基づいて整備されたものになる。市町村営住宅は、各市町村において特にその地域の対策として必要な個数を整備してきたものというものになり、県営住宅については、もっと広域的な観点で県内に住む居住者のために、必要なものとして整備してきたものである。

(多々納委員長)

何が聞きたいかという、公共が供給した方が良いと考えられている方々がおられて、そのうち幾らかは市町村等が供給されていて、残りの部分を、県が供給されるという考えだろうと思う。

全体で将来これだけ奈良県において必要であるという計画を持ってられて、その中でも、特に大事な部分がこれだけなんですと言われると、位置付けがわかりやすくなる。その辺りの位置付けをもう少し次回ご説明いただければ。

(住まいまちづくり課)

2 ページに、今後 10 年間に見込まれる要支援世帯数が 12560 世帯あるという中で、供給目標量を県営、市町村営合わせて 8390 戸と定めている。県営と市町村営がそれぞれ何戸という内訳はある。

(多々納委員長)

要支援世帯数 12560 世帯というのは、どういう理由で決まるものなのか。

(住まいまちづくり課)

住宅・土地統計調査等の調査からの推計になるが、今住んでおられる住宅と、収入の関係を計算していて、全体の収入の下から数えて 4 分の 1、25%の方々が、公営住宅への入居対象となるが、その中でも特に収入が低い方や、賃貸住宅に住んでいて高い家賃を払っているような方を対象に、選んだ世帯というのがこの 12560 世帯となっている。

(多々納委員長)

今後 10 年間に見込まれる要支援世帯数と記載されているが、この事業の事業期間だけでも 10 年を超えている。将来的に要支援世帯数は増えるのか、減るのか。

(住まいまちづくり課)

5 年ごとに見直しを行うものであり、現在作業を行っているところである。現時点でははっきりしないが、恐らく増えると考えている。

(多々納委員長)

そういう問題意識の中でやられてる事業で、なおかつ、交通利便性の高いところで需要もある、そういうところでの整備であるということですね。

(住まいまちづくり課)

はい。

(大庭委員)

9 ページにおける費用便益比の 0.94 という値はマニュアルにより計算されたということだと思ふ。費用については先ほど議論があったが、便益についてマニュアルを確認すると、家賃収入と駐車場収入のみを基本カウントすると書かれており、これはつまり住まれている方あるいは今後住まれる方のある程度見通しがないと家賃が一定入ってこない、あるいは駐車場が利用されないと、駐車場収入が入ってこないという前提での便益だと思ふ。今後のその見通しは一体どういう状況になっているのか。先ほど、今後、要支援世帯数は増えていくということであったが、ここに住まれる、この住宅に住まれる方々の見通しはどうなってるのかをお尋ねしたい。特にこの家賃収入や駐車場収入の内訳など、気になるところであるというのが 1 点目。

2 点目は、この事業に直接関連はしないかもしれないが、3 ページにおいて、今 44 団地あり、そのうち老朽化が 24 団地であると、今回いろいろ選定、絞り込みをされて、今回の事業の建て替えをされるということだと思ふが、要支援世帯をどのように住宅政策から救うかという時に、公営住宅を供給するという方法もあれば、家賃補助という方法もあると思ふ。この団地について、全て老朽化したものをつくり直していく方針なのか、あるいは、ある程度ふるいにかけて、住宅供給が十分ではないが、公営住宅として整備をする必要があるところに対して作っていくのか、その辺りについて、多々納委員長からのご説明ありました目的であるとか、その選定の基準などをもう少し教えていただきたい。

(住まいまちづくり課)

家賃収入と駐車場収入の件について、入居の見込みがあるのかということであるが、今、280 戸整備すると計画で定めており、現に入居されてる世帯は約 160 世帯で、約 6 割の入居となっている。まず、今居住している方に建て替え後の住宅に入っていただくというのがあるが、残りの部分についても、他の古い公営住宅から移転していただく、また、新規募集を行うということ

で、その 280 戸を埋める予定である。特に新規募集については、例えば同じ桜井市内の公営住宅の募集倍率や、これまでの別の建替団地の新しい住宅の応募倍率を考えると、すごく人気の物件になってくると予想しており住宅が埋まらないというようなことは、起こらないと考えており、100%の入居を見込んでいる。

(大庭委員)

つまり、不確実な部分はない、ということか。

(住まいまちづくり課)

空き家がたくさん出るということは、起こりえないと考えている。

(大庭委員)

この費用便益分析の手法について、多々納先生、便益はこの家賃収入と駐車場収入だけ、つまり住宅に関わる部分のみの便益であるが、費用は、まちづくりに関わるようなものも全部費用として入ってくることについて、アンバランスな気がする。

(多々納委員長)

これは住宅部局の手法であるからであり、公園部局等の手法であると違った書き方してるんだろうと思う。そのあたりは、マニュアルに従っておられるということで良いかと思う。

(住まいまちづくり課)

大庭委員の 2 点目のご質問について、家賃補助に関しては、現時点の方針としては行う予定はない。長期のスパンで考えたときに家賃補助というのは永久的に補助し続けるということになるので、例えば、今公営住宅に住んでおられる方を、全員家賃補助に移行させた時に、公営住宅の建設にかかる奈良県の負担費用と、家賃補助による奈良県の負担費用を比べると、公営住宅の建設にかかる奈良県の負担費用の方が最終的には小さくなると考えている。期間限定で家賃補助を行うというのは 1 つの方法としてあると思うが、要支援世帯数が増えていく状況の中で、期間限定の家賃補助を行うのではなく、恒久的な住宅整備により要支援世帯をしっかりと支援していきたいという考え方である。

(大庭委員)

承知した。

(多々納委員長)

長期にわたって要支援世帯の方々に家賃補助を行うということは、県のポリシーではないと、そういう理解で良いか。

(住まいまちづくり課)

はい。

(鳶川委員)

今回の公営住宅において一番大きな 3LDKでは、どれぐらいの賃料の設定を見込んでいるのか。

(住まいまちづくり課)

収入に応じて家賃が変化するので、高額所得者の賃料としては、15万円程度になる。低額所得者の賃料としては、小さい部屋で2万円～3万円程度。

(多々納委員長)

この住宅事業に関しては、新規事業されており、事業としては意義あると思われてスタートした。ただし、今回5年経過して再評価をしている。その際に、需要増加があつて、当初の便益が1.21であったが、0.94まで下がる計画をわざわざ選んだその根拠を問いたい。全体でどういった位置付けで、どういう方々へ公共財の提供をしようとしてるのか。そういうことを確認した上で、良いとするかどうするかという議論をしていった良いと思う。そういう視点でもう一度、次回にご報告いただいてご検討いただくということによろしいか。

(各委員)

－異論無し－

3) 意見集約

説明資料について本日の意見を踏まえて修正したうえで次回委員会で再度審議。

(3) 街路事業：都市計画道路 畝傍駅前通り線

1) 再評価に関する説明（道路建設課）

2) 意見

(多々納委員長)

資料 21 ページの「事業の必要性に関する視点」に記載の下 3 つの目的が今回の再評価時に追加されているが、「必要性は変化しておらず、必要性は増加している。」という意味がわかりにくい。必要性に変化を与える社会経済情勢の変化がないということを確認したということであれば、それでよいが、なぜこの 3 つを追加したのか。

(道路建設課)

当初、平成 22 年度に事業化したときは、交通安全事業ということで片側に歩道整備し、移動円滑化基準に対応したバリアフリー化をしていくというところからスタートし、2 年後に都市計画事業として、まちづくりなどの観点から無電柱化を実施することに加えて車道拡幅も行うこととなったので、新たにこの 3 点が当初事業採択時から目的として追加された。

(多々納委員長)

その説明では、「追加したから追加した」というように聞こえたが、なぜ追加する必要があるのか。すでに追加した内容で事業を進めているのか。どこからどこまでできているのか。

(道路建設課)

追加した内容で事業を進めている。

16 メートル道路は、南北の縦方向に 24 と国道番号の振られた道（JR 桜井線畝傍駅北側）があるが、その交差点の西側において、用地買収も完了し、今、鋭意工事をすすめているところ。

その区間については、令和 3 年度の部分的な供用を目指し、16m の拡幅整備を実施している。

(多々納委員長)

東側は何もないのか。

(道路建設課)

(交差点から) 東側については、今、用地買収を進めているところで、用地の進捗率としては約 10% という状況。

(松野委員)

私はこの場所をたまに通るが、整備されることはよいという印象がある。事業費が 6 億円から 34 億円に上がり、委員長がおっしゃったように、いろいろなところが増えてきたという話であるが、どこにどれくらいのお金が追加になったのかがどこかに記載されていればわかりやすいと思う。また、事業の必要性について理解はできるが、便益との関連性がわかりづらいと感じた。

(道路建設課)

1点目について、34億円の内訳は、用地買収に伴う費用が約23億円、これが全体の約7割を占めている。残りは設計等委託費用が約4億円で残り約7億5千万円が工事費という内訳になっている。

(松野委員)

用地買収費が増えたということは、当初予定よりも幅員が広がったからということか。

(道路建設課)

はい。

2点目について、先生からご質問いただいたのは、無電柱化事業と走行時間短縮便益や走行経費減少便益が乖離しているのではないか、という意見であると理解している。

そもそも無電柱化事業は国で評価の対象とされている事業もあれば、されていない事業もある。

今回の事業は、無電柱化もするが、道路の車線拡幅、いわゆる交通ネットワーク、道路ネットワークとしての機能強化を行う事業でもあり、道路改築に分類されるもので、今回再評価の対象とした次第。

従って、今回の走行経費減少便益などは、走行機能強化の部分で出ているような状況である。無電柱化について、何らかの形で定量化できる評価ができればよいと考えているが、そのような考え方のマニュアルが現段階では示されていない状況であり、先生のおっしゃるとおり、乖離したような形での便益分析となった次第である。

(松野委員)

わかりました。ありがとうございます。

(多々納委員長)

それぞれの事業にどれだけお金がかかるのか出すことができるか。無電柱化だけなら別に出せるのか。

(道路建設課)

ざっくり言うと、無電柱化の工事に要する費用は2億5千万円前後となる。それ以外が道路拡幅に必要な事業費となる。

(多々納委員長)

今のこのタイミングで無電柱化しないと、道路が一旦完成してから無電柱化する場合と比較してコストが余分にかかるのか。

(道路建設課)

おっしゃるとおりで、拡幅に伴い、現場を大きく工事することになるが、道路側溝などの工事も一連で進めていくので、改築工事の中で、無電柱化を進めていくということは効率性の高い手法であると考えている。

(多々納委員長)

それがどれだけ高いか、ということが出せるといいと思う。もしあれば、おっしゃっていただければありがたいが、無電柱化はこのような時にやらないとなかなかやりにくいというのは事実であると思う。いずれにしても、周りの活動を止めないといけなくなるので、無電柱化だけで止めると商店街がとても困るが、どのみち工事でも止めるので、そのことを考えても、無電柱化を併せて実施することは合理性があると思う。

ただ、そういうことをするに値する場所かということであるが、それは先程説明されたとおりで、非常に重要なエリアであるので、やりがいがあるところだろうと思う。

それから、増加費用の内訳について説明いただいたが、特に 7m から 16m へというのは、非常に大きな変化であるので、そのことによって発生する用地費が非常に大きくなるのは、理解できることだと思う。

ただ、7m から 16m に変えること自体が本当に同じ事業かと言えば違う話なので、どうなのだ、という議論はやはりあると思うが、この場所であれば、16m になっても、費用便益は無電柱化の便益を見込まなくとも便益がきちんと出ているので、費用対効果面から見ると適切な事業になっていると解釈できると思っている。

(大庭委員)

無電柱化に関して、質問というよりコメントであるが、全国的な無電柱化の整備費用は大体 1 キロあたり、5.3 億円ぐらいである。

先程の説明で、373m の事業が 2 億 5 千万円ということであるが、事業自体の距離があまりないので、コストが若干高めに出るとするのは仕方ないのかと思うが、整備の方法などはもう少し情報をいただけるといいと思う。

また、無電柱化事業は、自治体の実施され、整備自体が終わった後、まだ電柱が残るという状況が全国的にあり、なぜかという、関係者との連携が十分できていないとか、関係主体のいろいろな都合もあるのだが、やはり効果をしっかりと発現させるためには、最後にしっかりと電柱を抜くところまでしっかりとコントロールしてもらいたいと思う。

(道路建設課)

先生がおっしゃったとおり、管は入れたが電柱が抜けないというところは非常に問題視している。基本的には電線を地中に入れるということが 1 つの目的ではあるが、電柱をきっちり抜柱できることが必要だと考えているので、今後ともトータルに見た上で事業を進めていきたいと考えている。

(多々納委員長)

(大庭委員からコメントのあった) 費用の件に関してはどうか。

短いから割高なのだという理屈もあるかと思うが、これだけ大きくするのだから割安だという議論があってもおかしくないと思う。普通の無電柱化は狭い道路のところで行うことが多いが、それに比べたらずっと広いところでさっとやるので、もっと安くできてもおかしくないかと思うが、いかがか。

(奈良県)

先程、先生からキロメートルあたりの施工費の話を出していただいた。こちらが答えた電線共同溝にかかる施工費についても、国の補助金などを所管している部局から示されているキロメートル当たりの標準単価から算出したもの。

今回の工事についても、改築事業の中で一体的に進めていく事業なので、実績として、施工単価がどのような結果になるのか、フォローしてデータとして蓄積していきたいと思う。

(多々納委員長)

21 ページ目の 1. 必要性に関する視点のところの修正は考えたか。

ここは、必要性に関しては、再評価であれば普通は、こういうことを必要性に事業の目的を設定している、これらに関する社会経済的情勢は変化していないので、必要性が変わらずに存在していることを確認したと書けばよく、この事業でこれを達成するとは書かなくてもよい。ただ、今新しいのが出たため、「以上については達成される」と書かれてある。その下に、「必要性は変化しておらず、必要性は増している」と書かれてある。これをちゃんとした日本語にするには、どうしたらいいのかということを最初に聞くつもりだった。

最初は歩道整備事業として開始したので、これこれが必要な理由として設定していた。しかし、何年に事業種別を変えてこういう風にしたので、事業目的が追加された。これらに関連する社会経済的情勢の変化を検討し、その必要性が変化していないことを確認した。というように直すことで間違いはないか。他の方法でもいいが何か提案はあるか。

(道路建設課)

委員長のおっしゃった方針で記載方法を改めたいと思う。

(多々納委員長)

今のような形で少し丁寧になるが、変わった形の経過を経ているのでこの部分については少しフォローしておきたいと思うが、その点を除くといかがか。

私自身としてはご提案どおりでいいのではないかと考えているが、委員の皆様はどう思われるか。

(各委員)

－異論なし－

(多々納委員長)

意見が出てこないなので、賛成ということで宜しいか。

(各委員)

－同意－

(多々納委員長)

では、21 ページの一番上の文章を修正いただき、できたらもし次回追加説明いただけるのであれば、先程のそれぞれの事業の増加の内訳をつけてもらった方がよい。

資料の修正を前提とするが、対処方針は、事業継続ということで決めさせていただいてよいか。

(各委員)

－異論無し－

(多々納委員長)

次回この修正を持ってきていただき、それで最終決定だが、結論としては、事業継続。

3) 意見集約

事業継続を妥当とする。ただし、説明資料について本日の意見踏まえて修正すること。

(4) 街路事業：都市計画道路 西九条佐保線

都市計画道路 大安寺柏木線

J R 関西本線高架

1) 再評価に関する説明 (道路建設課)

2) 意見

(中西委員)

11 ページ右下の観光協会ヒアリング結果で、平成 30 年には今のような状況は誰も想定はしていなかったと思うが、今後、外国人がどれぐらい戻るのか等よく分からないし、外国人が来ない代わりに日本人が多く動いていると思うが、ここをこのまま使うのはどうかと感じた。

(道路建設課)

ご指摘のとおりで、10 ページの左下に記載させていただいている観光入込客数データに関しても、昨年度までは順調に増えてきているが、今年度のこういった状況が、このグラフにどういった形で反映されるかも分からないのでご指摘いただいたコメントの部分に関しては、検討をさせていただく。

(福井委員)

14 ページの「事業の必要性に関する視点」の踏切に関することであるが、ここは電車でよく通るが、本数が多いイメージはなく、平日大阪方面で 90 本、1 時間に 4 本程度である。資料に踏切が歩行者の通行を阻害と記載されているが、取り立てて混雑してる踏切でもなく、必要性として取り上げなければならないものか。また、掲載されている写真は八条踏切か。

(道路建設課)

八条踏切の写真である。

(福井委員)

南大安寺踏切や大安寺踏切は田んぼの中を走っており、交通量もあまりなく、必要性として取り上げなければならないものかと感じた。

(道路建設課)

お話のあった南大安寺踏切、大安寺踏切に関しては、奈良市道の踏切道であり、委員のおっしゃるとおり八条踏切ほど通行量がないといったところが現実である。こういった中で、必要性として取り上げなければならないのかということであるが、実際待ち時間は発生している状況であり、そういったことが改善される。また、踏切道改良促進法という法律があり、踏切道の改良について法指定がなされている。その中で、大安寺踏切、南大安寺踏切、八条踏切に関しては、法指定も受けているので、何らかの対策が義務となっている状況である。そういったところも含めて、高架化によって解決されるものと考えている。

(多々納委員長)

この事業については、必要性があり、社会経済情勢の変化もなく、費用便益比も4.1と非常に高い。そういう状況であるから事業継続したいということであるが1点だけ気になる点がある。大安寺柏木線が追加されたから70億円増えたと記載があるがどうということか。一体とした事業であるが、大安寺柏木線というのを追加的に実施した方が良いということで、事業費が増えるけどこの全体事業をこのような形で構成したいという理解か。どうして2つの事業を一緒にしたのか。

(道路建設課)

3 ページにおいて、事業概要として時系列で説明すると、西九条佐保線大森高畑線～大宮通りを平成25年度に、続いて、西九条佐保線(仮称)奈良IC～大森高畑線、JR関西本線高架を平成27年度に、最後に、大安寺柏木線を平成28年度に新規事業採択をしている。それぞれパラレルの関係で、事業評価等をすべきものということで運用をしていたが、西九条佐保線大森高畑線～大宮通りを平成30年度に再評価にかけさせていただいた際に、委員長から関連事業の整備効果も便益に算入しているのであれば、関連事業の費用も算入して全体的に再評価すべきというご意見をいただき、西九条佐保線(仮称)奈良IC～大森高畑線およびJR関西本線高架の事業が令和2年度に事業再評価を受けるため、西九条佐保線大森高畑線～大宮通りも合わせて事業再評価をさせさせていただくという回答をしている。そういった中で、大安寺柏木線の整備効果も、西九条佐保線の整備効果として算入されるものとなるので、一体的に関連する事業として、今回全事業分、440億円という事業費での事業再評価となったという経緯である。費用便益比が上がった1つの要因として、大安寺柏木線の整備により、西九条佐保線を含めた全体的な旅行速度や交通量といったところが整備効果として発現された結果となっているためである。

(多々納委員長)

大安寺柏木線は最初から将来交通ネットワークに反映されていないのか。

(道路建設課)

大安寺柏木線の整備効果も今回の便益に考慮されているので、西九条佐保線の事業費だけでなく、大安寺柏木線への投資効果も西九条佐保線の効果に反映され、全体的な評価ができると考えている。

(多々納委員長)

そういったことを最初に資料の始めに記載してほしい。理屈上、問題点はない。前回と比較する時だけであつたら西九条佐保線のとこだけで比較してもいいかもしれない。

結論としては、この部分の資料修正をお願いしたいと思うが、事業継続は妥当ということで変わらないと思うので、そのようにさせてもらってよろしいか。

(各委員)

－異論無し－

3) 意見集約

事業継続を妥当とする。ただし、説明資料について本日の意見踏まえて修正すること。